議案第59号

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会
条例の制定について

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例を次のように定めるものとする。

令和　７年１２月　２日提出

みやき町長　岡　　毅

提案理由

この議案は、ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案について、公正かつ中立な立場から事実関係を明らかにする第三者調査委員会を町の附属機関として設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項及び第202条の３第１項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する第三者調査委員会条例

（設置）

第１条　本町における適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正かつ中立な立場から、総務大臣が令和６年９月26日付け総税市第91号により本町をふるさと納税の対象となる地方団体として指定し、令和７年９月26日付け総税市第117号により地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の２第６項及び第314条の７第６項に規定に基づき当該地方団体としての指定を取り消した事案（以下「対象事案」という。）について事実関係を究明し、把握し、及び認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを町長に報告することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項及び第202条の３第１項の規定により、町の附属機関として対象事案に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、対象事案について原因を含む事実関係を究明し、把握し、及び認定し、必要に応じて再発防止策等に関する意見を形成し、これを町長に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、前条に規定する事務を遂行するためにふさわしい識見を有し、予断と偏見を排することができる者であり、かつ、利害関係を有しない３人の委員をもって組織する。

２　委員は、町長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する事務を終了する日までの間とする。

（報酬及び費用弁償）

第５条　町は、委員が第２条に規定する事務に従事したときは、地方自治法第203条の２第１項及び第２項の規定により、委員に対して、報酬及び費用弁償を支給する。

２　前項の報酬の額は、１時間当たり10,500円とし、報酬の額を算定する場合において１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とみなす。

３　みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年３月１日条例第29号）第３条及び第４条の規定は、第１項の規定による報酬及び費用弁償の支給について準用する。

（委員長）

第６条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第７条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
２　会議の議長は、委員長をもって充てる。
３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　会議は、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮って公開することができる。
（関係者の出席等）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（守秘義務）
第９条　委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（庶務）
第10条　委員会の庶務は、情報未来課において処理する。
（委任）
第11条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（最初に開かれる会議の招集）
２　この条例の施行後最初に開かれる会議は、第７条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。